

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の今後のあり方検討会の設置について

1 趣旨

平成 29 年 3 月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」においては、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」や「中核機関」の設置による成年後見制度の推進が謳われている。一方、東京においては、平成 17 年度より「成年後見活用あんしん生活創造事業」により各区市に「成年後見制度推進機関」の設置が進み、地域福祉権利擁護事業との連携のもと、制度利用が必要な人への活用促進を図ってきた経緯があり、そうした中、今後の地域連携ネットワークや中核機関のあり方が問われている。

こうした状況をふまえ、東京家庭裁判所と専門職団体とも協議しつつ、東京において、利用者が利用しやすくメリットを実感できるとともに、真に権利擁護支援が図られる成年後見制度の推進のあり方や地域福祉権利擁護事業とのさらなる連携の推進に向け、目指すべき方向と取組方策を明らかにすることを目的に、検討会を設置する。

2 検討メンバー

別紙委員名簿のとおり

3 検討内容

1) 「成年後見制度利用促進基本計画」をふまえた、東京における権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関のあり方、機能について

- ・東京の現状をふまえた目指すべき方向性の共有
- ・家裁と地域の連携のしくみの具体的な検討（東社協試案をたたき台として）

これまで十分に実施できてこなかった部分に焦点を当て、親族を候補者とする意向のあるケースを含め、申立て前から選任、その後の支援まで一貫した意思決定支援と身上保護を徹底して重視する支援のしくみを整備することにより、被後見人等にとってもメリットのある（感じられる）制度運用とする。しくみは専門職後見人や市民後見人のサポートにも応用する。

＜選任までの相談・支援のしくみ＞

＜選任後のサポートのしくみ＞

2) 上記をふまえ、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携のあり方、地権事業の意義・役割の明確化について

- ・成年後見制度と地域福祉権利擁護事業における意思決定支援の違い
- ・地域福祉権利擁護事業ならではの支援の意義
- ・両制度の効果的な連携のために